「新庁舎設置場所に関する方針についての質問」への回答　【概要版】

【安全性】

浸水想定区域について
大滝ダムの通常の洪水調整の上限値は1200ｔ/ｓです。ダムへの流入量によっては、いわゆる「但し書き操作」や緊急放流によって、それ以上の水が流れることも想定されます。また、ダムからの流入以外にも、雨水や支川からの流入もあり、近年、水害が激甚化する中において、洪水の危険性については、これらの点も踏まえた上で勘案する必要があります。これを踏まえ、県が策定した浸水想定区域のデーターに基づいて、「流域治水対策等の必要性」については、吉野小学校を△としており、吉野北小学校は◎となっています。
浚渫等について
紀の川の河川整備については県又は国が事業を実施しており、2039年には河川の放流整備を行った上で、大滝ダムの放流可能量を2,500ｔまで引き上げる予定となっております。河川の整備事業の中には川床のに堆積した土砂を取り除く事業も含まれており、令和４年度についても２カ所で土砂撤去が予定されています。町としても町管理河川の整備だけでなく、県や国への紀の川本流の治水対策の要望を引き続き呼びかけてまいります。

土砂災害警戒区域等について
土砂災害防止法における土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、建築物の構造規制や開発行為に対する許可等が必要となりますが、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では、その必要がありません。今回の評価におけるイエローゾーン「土石流による被害」については、吉野小学校が◎、吉野北小学校（一部イエローゾーン）が〇となっており、その他の項目も含め、それぞれ、個別の要素について評価を行った上で、その集約を行っているところです。

地震に関する質問
現在の吉野町業務継続計画において、災害対策本部の設置については第１順位が役場本庁舎　第2順位が吉野町中央公民館　第３順位が吉野運動公園体育館となっております。新庁舎設置後の災害対策本部設置場所については、新庁舎の整備を進める中で検討して参ります。 地震災害については、日本には少なくとも2,000以上の断層があり、その中で長期評価が行われたのは110本程度と未解明である。その上でも、「吉野町防災マップ」では、吉野小学校・吉野北小学校の場所を含む吉野町全体が震度６強以上となっています。このことから、新庁舎設置に当たっては、安全性を確保するため、災害に強い庁舎の検討を進めて参ります。 なお、中央構造線については、吉野北小学校付近を通っていますが、中央構造線断層帯について、現時点で、吉野北小学校を通っているとは判明しておりませんので申し添えます。（当然ながら、断層については、判明していない部分も多くあることは既知のことであり、繰り返しになりますが、新庁舎設置に当たっては、安全性を確保するため、災害に強い庁舎の検討を進めて参ります。

災害拠点に関する質問
緊急輸送道路には、国道169号線のほか、370号線、県道桜井吉野線、吉野室生寺針線、吉野東吉野線がありますが、災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動の実施、避難所への緊急物資の輸送等が優先される道路となるため、災害時において、優先的に復旧されることになると考えられます。 緊急輸送道路に関する評価については、安全性の「災害拠点としての活用」において、全てのケースで同様の評価を行った上で、吉野北小学校については、防災拠点施設である吉野運動公園と近いことから、◎の評価となっています。

【経済性】

事業費の算出方法について

まず事業費については、説明会資料にもあるとおり、一定の仮定の下に試算した概算に基づき比較しているものです。その上で、新築する場合には、現庁舎と同程度の規模の庁舎（延床面積1,972㎡）を建設すると仮定し、既存施設を改修する場合には、対象施設の現有面積を改修すると仮定しております。これは、対象施設の現有面積のうち、1,972㎡分のみを改修した場合、建築基準法上の耐震基準等を確保できなくなる可能性があることから、現実的に困難であり、既存施設全体を改修することを前提とした検討が必要となるためです。

また、前提条件としては

・2050年までに必要となる改修等を含めた施設整備及び維持管理費用を算出
・建替えについては80年毎に実施
・既存建物改修は現有面積（建築基準法の耐震基準）
・大規模改修40年毎に実施・建替は現庁舎規模1972㎡
・新庁舎共用開始後から2050年までの運用保全ランニングコスト計上（面積割）で算出しております。

付帯工事等について

周辺道路の拡幅工事といった付帯工事費用については、候補地選定を同じ条件で行うため今回は計上しておりませんが、どの候補地になった場合でも、何かしら、各地理的条件に応じた費用が必要となることも考えられますので、今後、結論が出たのち、基本構想や基本計画を検討する際に、必要な経費等についても合わせて検討してまいります。

財源について

庁舎整備のための基金を積み立てており、また、地方債の充当を予定しておりますが、より有利な補助金等の財源についても引き続き検討してまいります。なお、具体的な借り入れの方法等については、今後、基本構想等を策定する中で、速やかにスケジュール感を決定して参りますが、償却期間については、30年を想定しています。

利活用について

吉野小学校・吉野北小学校跡地利活用方針で、吉野小学校跡地については土地賃貸借または事業用定期借地権による賃貸とすること、また、吉野北小学校跡地については主に公共による利活用と検討することとしており、売却の予定はありません。
小学校跡地利活用については庁舎適地選定後に進める予定ですので、利活用する要件等は決まっていません。

【アクセス・利便性】

アクセス利便性について
庁舎の設置場所については、安全性や経済性など、専門的な知見をもとに検討する必要があるため、専門的な知見を持つ事業者に委託し、提出された評価を踏まえ、ゼロベースで検討したものです。また、町民アンケートによると、約80％の方が自家用車によって来庁されていますが、高齢者が増える中で、来庁者に限らず、デマンドバスの利用者が増えることも考えられます。町民の移動手段を守ることは、町としても重要と考えており、将来的な公共交通のあり方についても検討して参ります。利用者にとって利便性の高い庁舎を目指すべきであることはご指摘のとおりであり、これらを踏まえ、検討して参ります。

今後の進め方について
庁舎の設置場所については、安全性や経済性など、専門的な知見をもとに検討する必要があるため、専門的な知見を持つ事業者に委託し、提出された評価を元に、将来のまちづくりのグランドデザインを踏まえて方針をお示ししたところです。その上で、町民の皆様に対しては、説明会や地区ごとの住民説明会を通じて説明をして参りました。その後、吉野町役場の庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例を町長が議会に提出し、吉野町議会で審議される予定です。
住民投票について
住民投票を実施3つの方法があります。 ①町長自らが実施する場合 ②住民が住民投票の実施を要請する場合 ③町議会が住民投票を要請する場合 実施条件等 ①町長が実施条例案を議会に提出し、議会で可決されると住民投票が実施されます。 ②有権者の1/50以上の署名による条例制定の直接請求があり、町長が意見を付し、以下①と同じとなります。 ③議員定数の1/12以上の賛成による条例案提出、その後議会で可決されると住民投票が実施されます。
広報周知の方法について
住民の方から頂いた質問についてはすべて回答をさせていただきます。また、頂いた質問だけでなくご意見等についても取りまとめをおこない、町ホームページ等で公表をさせていただく予定です。